

女性の活躍推進協議会開催要綱

ーポジティブ・アクションの推進に向けてー

1 趣 旨

急速な少子・高齢化の進行により、人口減少社会に突入した現在、多様な人材が活躍し、能力をいかんなく発揮できる環境を整備することは、これまで以上に重要な課題である。特に、意欲と能力がある女性をもっと活躍できる職場づくりのためには、ポジティブ・アクション（固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようとする企業が行う自主的かつ積極的な取組）が不可欠である。

ポジティブ・アクションは、男女がともに活躍する企業を目指すものであって、女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組だけをいうものではなく、男性にとっても企業にとってもプラスになるものであるが、なお、その必要性、重要性が十分認識されず、取組に着手していない企業や、取り組んではいるものの、形ばかりで効果があがっていない企業も少なくない。

このような状況の下で、ポジティブ・アクションの取組をさらに広げ、より多くの企業に促していくためには、行政と経営者団体との連携の下に、この問題に自ら積極的に取り組み、その意義を深く理解する企業経営者等とともに、強力に働きかけを行っていくことが効果的であることから、官民連携の下、「女性の活躍推進協議会」を開催するものである。

2 活動内容

- (1) ポジティブ・アクションの取組の普及、促進に向けた行動、発信
- (2) その他

3 運 営

- (1) 会議は、雇用均等・児童家庭局長が企業経営者等の参集を求め、開催する。
- (2) 会議の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は座長が指名する。
- (3) 会議の庶務は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課において、日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会の協力を得て行う。